**宝塚市おでかけ商品券加盟店募集要項**

**１　目的**

　宝塚市おでかけ商品券加盟店募集要項(以下「本要項」という。)は、ふるさと納税の返礼品として市内店舗で利用可能な“おでかけ商品券”を導入し、本市に訪れた方が当該商品券を加盟店で利用することを通じて市内事業者の活性化を図ることを目的としております。

この目的を達成するにあたり、加盟店にご協力いただける事業者を広く募集します。

**２　おでかけ商品券とは**

　ふるさと納税の返礼品として、訪れた旅行先で使える電子商品券であり、専用サイトから寄附すると、その場ですぐに受け取ることができ、市内加盟店における食事や宿泊に利用できる仕組みとなっています。ご利用にあたっては、市内加盟店に設置している二次元バーコードの読み取りで決済する仕組みとなっており、ふるさと納税返礼品として取扱う商品は、利用券の発行や商品の発送等が必要であったため、返礼品を提供できなかった飲食店等がおでかけ商品券の加盟店として参加することで、ふるさと納税制度を活用できるようになります。

**３　加盟店への登録要件**

宝塚市おでかけ商品券加盟店（以下「加盟店」という。）として登録できる事業者は、４に規定する対象商品を提供でき、本要項の内容に同意及び履行できることのほか、次の(１)から(４)までのいずれにも該当するものとします。

(１)　市税等について滞納がないこと。

(２)　代表者等が、宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例第２条第２号及び第３号に該当しないこと。

(３)　事業者及び代表者等が反社会的活動をしていない者で、反社会的活動をしている者と関係を有していないこと。

(４)　別紙1「宝塚市おでかけ商品券加盟店規約」の内容に同意できるもの。

**４　対象商品の要件**

おでかけ商品券はふるさと納税返礼品の一つとして取扱いを行うため、総務省が定める地場産品基準に適合する以下のいずれかの要件を満たす対象商品を提供できることが条件となります。

　　ア　市内において生産されたものであること。

　　イ　市内において対象商品の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

　　ウ　市内において対象商品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

　　エ　市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が市に相当程度関連性があるもの。

　　オ　上記アからエまでの他、平成３１年度総務省告示第１７９号第５条に定める地場産品基準に適合するもの。

**５　加盟店の役割**

1. 対象商品について

提供する商品はあらかじめ市が承認したものに限ります。

（２）登録店舗証（ステッカー）について

加盟店は登録店舗証を店内の消費者からよく見える場所に掲示し、ポスター等を消費者からよく見える場所に掲示するよう努めます。

（３）その他留意事項

対象商品の品質等に係る保証やトラブル等に関しては、市は一切の責任を負いません。

**６　募集期間**

随時受付をしております。

**７　募集から承認及びその後の流れ**

(１) 提案方法

以下の書類を**大阪ガスいっとくパス事務局**にご提出ください。（宛先は９を参照してください）

ア 「宝塚市おでかけ商品券・いっとくパス加盟店申込書」

イ　会社概要（パンフレット等でも可）

ウ　店舗の写真

(２) 対象商品及び加盟店の審査について

ご提出いただく「宝塚市おでかけ商品券・いっとくパス加盟店申込書（様式1）」をもとに、３の「加盟店への登録要件」４の「対象商品の要件」を満たすことを確認のうえ、市で審査を行います。

(３) 決定通知

審査結果については後日、申込みがあった事業者に市から「宝塚市おでかけ商品券加盟店決定通知書」にてお知らせします。

(４) 加盟店登録期間

加盟店の承認日から承認取り消し日までとします。また、市は加盟店名等、必要な事項を市ホームページや宝塚市おでかけ商品券の申込サイトに掲載します。

(５) 登録内容の変更又は加盟店の辞退

登録内容を変更又は加盟店を辞退しようとする場合は、**大阪ガスいっとくパス事務局**に電話又はメールで変更若しくは中止又は辞退しようとする日の３０日前までに承認を得てください。

(６) 承認の取消

承認後であっても、加盟店に３及び４に該当しない事実が判明した場合は、市が加盟店の承認の取消しを行うことがあることについて、加盟店はあらかじめ同意するものとします。

**８　その他**

1. 権利譲渡の禁止

加盟店は、この事業の実施に係る権利を第三者に譲渡し、又は継承させてはなりません。

1. 委託等の禁止

加盟店は、この事業の実施を第三者に委託又は請負わせてはなりません。ただ

し、事前に市の承認を得た場合は、この限りではありません。

1. 個人情報の取り扱い

加盟店は、市から提供を受けた寄附者の個人情報を厳重に管理するとともに、対象商品の提供以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはなりません。加盟店でなくなった後においても同様とします。

**９　申込書類の提出先**

大阪ガスいっとくパス事務局

電　話　：０６－４８０７－０２２９

ＭＡＩＬ：ittokupass@osakagas.co.jp

**10　募集に関する問い合わせ先**

宝塚市　企画経営部　政策室　企画政策課

電　話　：０７９７－７７－２００１（直通）

ＦＡＸ　：０７９７－７２－１４１９

ＭＡＩＬ：m-takarazuka0001@city.takarazuka.lg.jp

**11　附則**

　この要項は、２０２３年３月１日から施行します。